

むつ中間貯蔵施設 「核燃料新税条例」成立！ 3月27日むつ市臨時市議会

かねてよりむつ市議会特別委員会で議論されていた線杵地区に建設中の使用済み核燃料の中間貯蔵に対してむつ市が独自で課税する「核燃料税条例」が3月27日の臨時市議会にて賛成多数（反対は共産2市議と杉浦市議）で可決されました。総括討論では反対派を代表し、共産・佐藤市議が市民の暮らし、福祉向上への思いは同じとしながら『希望のまちづくり市民のつどい』は市政に協力する団体を対象にしたもので、多くの市民に説明すべき、事業者（RFS）が新税を理解したとはいえず、先行き不透明などと指摘し、「条例制定は時期尚早」と述べました。賛成派は、むつ市が子どもの医療費や給食費無料化が実現していない（公明党）施設立地受け入れの背景には未来への市民の期待がこめられていた（元議長）などと述べました。しかし、むつ市には六ヶ所村に次いで多い20数億円の交付金が入っており、子ども医療費などの無料化のために新税をとる理由はありません。

今後はRFS社との協議を踏まえて総務省への認可手続きに入ることになりますが、同社との協議内容によってはスタート直後から特例減免などが想定され、実質的な税効果は皮算用とはかけ離れたものとなる可能性が大きいと言えます。そして何より同施設の稼働はまだ多くの課題を抱えたままです。新税の前に取り組まなければならない原子力防災などはほとんど手付かずの状態です。（RFS社がむつ市議会へ提出した意見書は次ページ参照）



新税の採決をするむつ市議会 3/27



希望のまちづくり市民のつどい 2/22

課税対象事業者と未合意のまま、青森県との意思統一もないまま！！

今回の条例可決はRFS社との間で大きな齟齬があり、市の思惑通りの税収が見込めるのか不透明です。場合によっては最初から特例条項による減免措置もあり得る状

です。また、青森県でも課税を検討しており、こちらとの整理も必要となります。あまりにも拙速なむつ市の態度は何の意味を持つのか疑問われています。

3/28 朝日新聞

むつ市核燃新税条例成立

課税実施には調整も

使用済み核燃料の中間貯蔵事業に課税するむつ市の「使用済み核燃料条例」が27日、臨時市議会の本会議で採決され、18対3の賛成多数で可決、成立した。ただ市が総務相の同意を得て課税を始めるには、事業者のリース燃料貯蔵（RFS）や、すでに同様の条例がある県との調整が必要となる可能性もあり、新税実現までにはなお壁が残る。

市の核燃料税が実現すれば、市の税収はRFSの中間貯蔵施設の操業開始（2021年度の見込み）から5年で94億円となる。ただ、RFS側の負担が過重と認められた場合、市は税を減免する条例を新たに定めることを、今回成立した条例の中で規定している。今月2日の条例案提案から1カ月足らず。条例のスピード可決を受け、宮下宗一郎市長は議場で「大きな決断をしていただき感謝申し上げたい」とあいさつ。その後の記者会見で「新たな財源が市民の暮らしを大いに向上させることを期待している」と述べた。市は今後、条例成立の報告へ30日に宮下市長がRFSに出向くほか、知事に報告する日程を調整中だ。この両者に異論がなければ、総務相の同意を得るため総務省との協議に入る。



ただ、RFSは条例可決を受けて「むつ市とのこれまでの協議の中で十分な内容確認に至っておらず、現時点では本条例について判断できる状況にない」とのコメントを発表。先に市議会に提出した意見書でも課税が経営に過重な負担となる

る恐れを指摘し、今回の条例が定める税の減免に向けた協議に移るとみられる。条例案採決前に行われた市議会の討論では、共産議員が市民の意見が十分に反映されていないうえ「県やRFSとの十分な話し合いが行われておらず時期尚早」と反対した。別の議員2人は賛成の立場で、市の財政が厳しいため都市間格差が生じているとして「中間貯蔵の誘致表明（2003年）から国策への協力を通じ、恒久的な財源確保を果たすことが議会の一貫した願い」「格差解消のため財政問題を解消させてほしい」と述べた。傍聴していた中間貯蔵に反対する市民の1人は「3・11を踏まえた議論が何もなかった」と話した。県は9日の県議会答弁で、県内で稼働中のほかの原子力施設と同様に、中間貯蔵施設も県核燃税の課税対象となることを認識を示した。県税務課は、市条例成立を受けた取材に「県の考えは答弁の通り」としている。（伊東大治）

RFS 社がむつ市議会へ提出した意見書 皮肉にも私たちの主張とよく似ています。

むつ市議会が同社へ向けて本条例案に対する意見を求めていましたが、回答期限ギリギリ当日の3月16日に以下のような回答が届きました。施設に反対する私たちから見ても条例の仕組みや資金使途はかなり強引で理屈に合わないシステムと考えていましたが、RFS 社の反対

意見は皮肉にも殆ど同じような内容でした。

いずれにしても、むつ市が譲歩して特例条項の減免を制度開始直後から適用するするとすれば、条例自体が無意味であり、むつ市が押し切ろうとすれば実現は相当長期化すると思われます。

～RFS 社がむつ市議会に提出した意見書全文～

注：…部分が大きな課題（こちらで加筆）

弊社は、貴市による使用済燃料の中間貯蔵施設のご誘致により、我が国初の使用済燃料中間貯蔵事業者として、平成17年11月に設立され、それ以来、地域の皆さまの深いご理解とご支援・ご協力のもと、これまで事業開始の準備を進めて参りました。また、それと同時に、地域貢献へのご期待に対しまして、これまで微力ながら様々な形で取り組んできたところです。今後も、納税をはじめとする様々な社会制度の中での応分の負担を通じまして、地元の事業者としての責務を果たしていく所存です。

さて、この度の貴市の使用済燃料税条例案（以下、「本条例案」という）に関し、弊社は、令和元年10月31日に「むつ市新税検討プロジェクトチームにおける税率検討案」について伝達を受けて以降、誠実かつ真摯に貴市当局と協議を進めて参りました。法定外税の検討にあたりましては、総務省から、納税者への十分な事前説明と理解を得るよう努めることと通知されていると認識しておりますが、新税を充てる財政需要や担税力等について弊社が十分に理解するに至っていない状況です。

使用済燃料の中間貯蔵事業は我が国の原子燃料サイクルの一翼を担うものであり、本条例案による課税が、原子燃料サイクルを含めた原子力事業全体に与える影響を勘案して、慎重に検討すべきものと考えています。弊社といたしましては、かかる観点から以下の4点に関し、今後とも誠実かつ真摯に協議をさせていただきたいと思っております。

(1) 事業開始時期を見極めた上での貯蔵計画等を踏まえた収支計画などをベースとした弊社の担税力に応じた税率であること

本条例案の税率を検討するにあたり、使用済燃料中間貯蔵施設であるリサイクル燃料備蓄センターの事業開始後における、より確度の高い収支計画等をベースにして、弊社の担税力について議論することが必要であると考えています。

現在、リサイクル燃料備蓄センターに関しては、事業変更許可申請の新規制基準への適合性審査は進捗が図られている一方で、当該施設に係る設計及び工事の方法の認可申請は、今後、審査が本格化していくこととなりますが、工事規模等の変動要素が生じる可能性もあり、現時点では、弊社の担税力について見極めるのは困難な状況と考えています。また、税率については、他自治体における同種同様の法定外税における税率と比較しても2倍を超える高額なものとなっています。こうした比較や弊社の事業規模等を踏まえ、過重な負担でないかを確認をさせていただく必要があると考えています。

(2) 事業内容を踏まえた合理的理由に基づく財政需要が対象であること

令和2年2月13日付でむつ市新税検討プロジェクトチームより使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会に提出された資料に記載の財政需要については、中間貯蔵事業の遂行に起因するものと理解できないものもございます。法定外税の趣旨に鑑みますと、本条例案により創設される新税は法定外目的税とし、弊社事業である中間貯蔵事業の遂行に起因する財政需要に充てることを基本に検討されるべきものと考えています。

(3) 事業内容を踏まえた合理的理由に基づく課税項目であること

本条例案では、使用済燃料の中間貯蔵施設への受入れ、貯蔵の双方に課税がなされる内容となっておりますが、使用済燃料の中間貯蔵のみを目的とした弊社事業において、使用済燃料の受入れに対する課税を導入することに合理的理由があるかを見極める必要があると考えています。

(4) 青森県等の動向が見極められていること

複数の自治体からの課税による納税総額が、弊社の担税力を上回る事態となることは回避しなくてはならないと考えており、既に核燃料物質等取扱税を創設している青森県等の動向も見極めて検討していく必要があると考えています。

本条例案は、弊社の経営に著しいインパクトを与える極めて大きな問題であり、前述のとおり、現段階では、財政需要や担税力について判断できる状況にないことを意見としてご回答いたします。弊社といたしましては、地元の事業者としての責務を果たすべく、今後も、貴市との間で引き続き誠意をもって、本条例案の協議をさせていただく所存です。

以上

フクシマ・ビキニ・ヒロシマ・ナガサキ…子や孫に核を残すな！

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を決議した自治体議会県内市町村で採択広がる

今年も3・11を迎えました。コロナ騒動で殆どの集会や行事は中止となっています。

こうした状況ですが政府に対して国連・核兵器禁止条約への署名・批准を求める自治体意見書請願の採択が県内でも広まっています。昨年は青森市、平内町、蓬田村の各議会でも採択され県内で採択した自治体は14市町村となりました。

この採択は、議員の認識度合の問題が主要因ですが、

必ずしも革新系議員の有無とは関係ありません。地域住民による運動が大きな力となります。今後も採択自治体の拡大と県議会への取り組みを進めることが重要です。

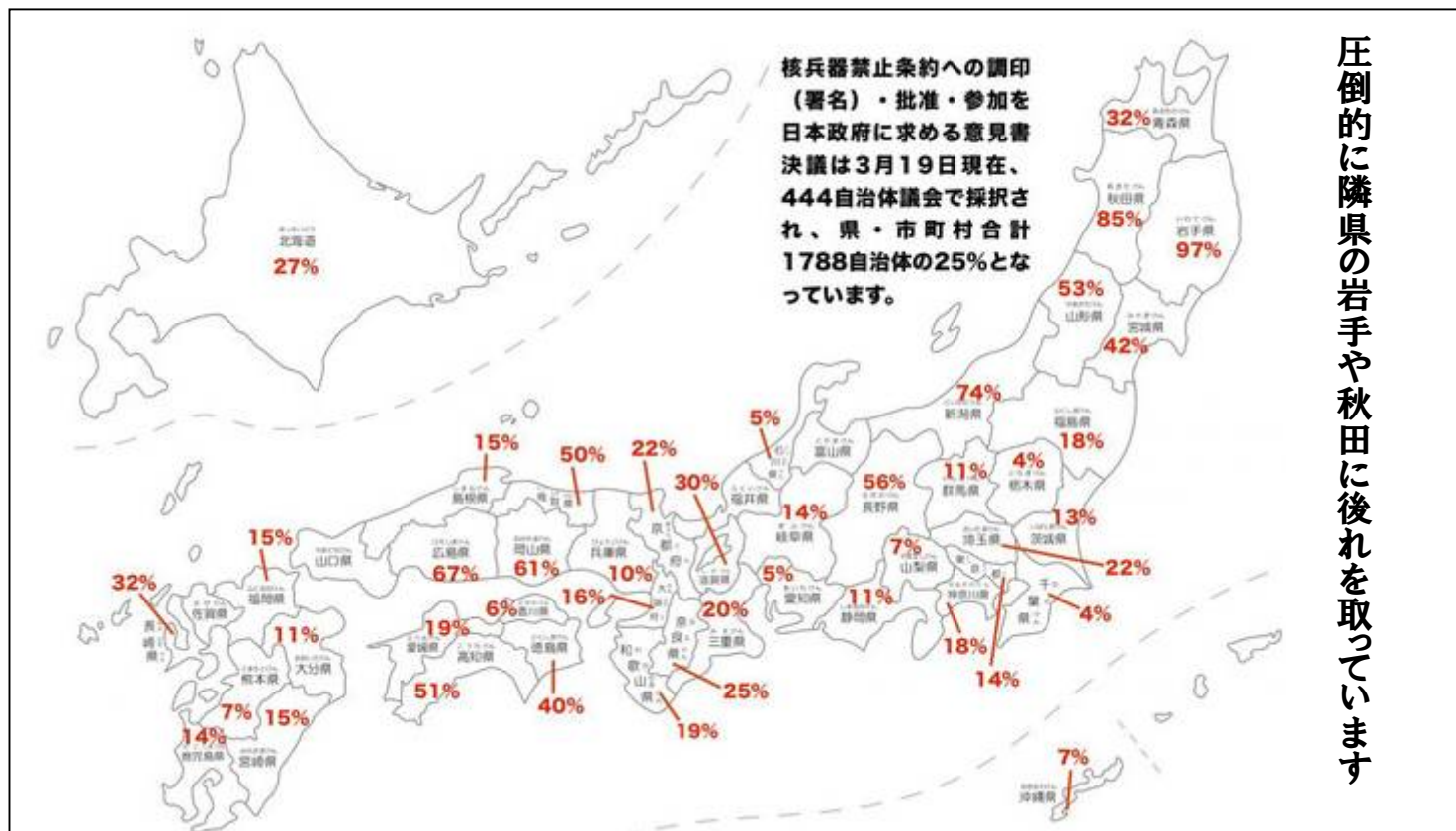
将来、核廃絶を日本の国是として世界に発信することができれば、平和な国際社会の実現をめざす先進国として日本の評価が高まります。そのような国際戦略こそが、今の日本に必要なだと思います。

なお、下北地域では大間町と佐井村が採択済みです。

《県内市町村での意見書採択状況》

◎採 択 十和田市、野辺地町、七戸町、東北町、五戸町、三戸町、南部町、**大間町、佐井村**、青森市、外ヶ浜町、平内町、蓬田村、西目屋村

●不採択 青森県、弘前市、藤崎町、大鰐町



圧倒的に隣の岩手や秋田に後れを取っています

むつ市内でも様々なスタンディング行動が取り組まれています

平和憲法守ろう！



アベ政治を許さない！



脱原発を！



下北地域 9 条の会

毎月 9 日 15 時マエダ本店前

全国的に取り組まれています但つ市では2016年よりスタートし木下共同代表がマイクを握っています。

むつ市平和委員会

毎月 3 日 11 時中央町交差点

作家・沢地久枝さんが呼びかけたもので今月からむつ市でも取り組まれています。

下北原発ゼロの会

毎月第1・3金曜日 16時マエダ本店前

3・11 福島事故の翌年より実施、全国的に行われ、むつ市でもすでに 160 回を超えています。

むつ市議会議場で13日、手話への理解と普及を図る「市手話言語条例案」の可決を受けたセレモニーが開かれ、むつろうあ協会関係者らが市職員や市議に感謝を伝え、条例制定と一緒に祝った。条例は4月1日に施行される。同日は市議会傍聴席で、同協会関係者ら17人が定例会本会議の議事進行を見守った。議案が可決されると、一斉に「拍手」の手話で喜びを表現していた。議会閉会後に行われたセレモニーでは、同協会の山本明喜夫会長（72）が「聴覚障害者にとって手話は大切な生活手段。条例制定で安心して生活でき、手話への理解も広まり、協会としても励みになる」と謝意を示した。条例は八戸市や十和田市などでも制定されている。むつ市は青森県内10市では6番目の制定。市は今後、市民の手話への理解促進に向け、手話に関するパンフレットを新たに作製し、銀行や病院などで配布する方針。手話普及に向けては、市が

主催した2019年度の手話奉仕員養成講座修了者を対象に、今後も講座受講などを呼び掛け、手話通訳者の資格取得を働き掛ける。このほか、市内の小中学校や事業所に同協会関係者を派遣し、手話講座を実施することも考えているという。

デーリー東北 3/18



下北に初の高等教育機関

明の星短大キャンパス 来月開学

むつ市下北町に4月開学する「青森明の星短大下北キャンパス」で22日、開設記念セレモニーがあった。むつ下北地域では初となる高等教育機関で、関係者は「経済的事情から進学を諦める子どもや地域の希望の光になる」と喜んだ。

下北キャンパスはJR大湊線下北駅近くにあり、平屋建て約330平方メートル。市内で幼稚園などを運営する学校法人星美学園が用地と施設を提供した。

十数人が学べる教室が6教室あり、初年度は保育専攻とコミュニティー福祉専攻（介護福祉、キャリアビジネスの2コ



ース）計18人が入学するという。各教室には大モニターとカメラ、スピーカーがあり、ICT（情報通信技術）を駆使し本学がある青森キャンパス（青森市）の講義を下北キャンパスで受けられる。

同短大によると、青森キャンパスには例年、むつ下北地域から10人程度の学生が集まることから、下北キャンパスの入学生は5人程度と考えていたという。島



⑤下北初の高等教育機関となる青森明の星短大の下北キャンパス。⑥青森キャンパスの授業がリアルタイムで受けられる教室

村新理事長は「想像以上に集まり感激している。アカデミックな場所として、下北の皆さんの活性化に寄与できればと思う」と話す。

キャンパス運営に500万円を補助する同市の宮下宗一郎市長も「高等教育機関の誘致は、むつ市政60年の夢だった。下北にとって新たな希望の光となることを願う」と祝った。（伊東大治）

朝日新聞 3/23

コロナ禍のためほとんどの行事が中止となりあまりネタがないので風刺マンガを拾い集めました



総費用 50 億円超とか...

ニューヨークタイムスに掲載 対米従属日本



印象操作だ!



彼には「アベ政治（そろそろ）許さない？」との呼びかけに聞こえたとか...

